

## ○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程

〔平成16年4月16日〕  
石川県公安委員会規程第5号

改正 平成21年11月20日公安委員会規程第8号  
平成28年2月12日公安委員会規程第1号  
令和3年3月11日公安委員会規程第1号  
令和4年3月4日公安委員会規程第1号  
令和7年2月10日公安委員会規程第2号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程を次のように定める。

### 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に基づいて行う不利益処分の基準及び執行手続について定めることを目的とする。

(認知症に係る指定医の診断書の提出命令)

第2条 法第4条の3第2項の規定に基づく認知症に係る指定医の診断書の提出命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずるものとする。

(許可猟銃等に係る打刻命令)

第3条 法第4条の4第2項の規定に基づく許可猟銃等に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずるものとする。

(許可クロスボウに係る表示措置命令)

第4条 法第4条の4第3項の規定に基づく許可クロスボウに係る表示措置命令は、所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第5条 法第8条第7項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の提出命令は、当該銃砲等又

は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置するものとする。

(指定射撃場の指定の解除)

第6条 法第9条の2第2項の規定に基づく指定射撃場の指定の解除は、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を執ろうとする場合には、解除しないことができるものとする。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおりである。

(1) 同府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、

ア 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

イ 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

ウ 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(2) 同府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

(3) 同府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

(猟銃等射撃指導員の指定の解除)

第7条 法第9条の3第2項の規定に基づく猟銃等射撃指導員の指定の解除は、銃砲刀

剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除するものとする。

なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中

- (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。
- (2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。
- (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

(クロスボウ射撃指導員の指定の解除)

第8条 法第9条の3の2第2項の規定に基づくクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。

なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中

- (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。
- (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。
- (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

(教習射撃指導員の解任の命令)

第9条 法第9条の4第3項の規定に基づく教習射撃指導員の解任の命令は、射撃成績

の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、解任を命ずるものとする。

(教習資格の認定の取消し)

第10条 法第9条の5第3項の規定に基づく教習資格の認定の取消しは、法定の取消事由のうち、次の各号に掲げる基準に該当する場合に教習資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消すものとする。

(教習用備付け銃に係る打刻命令)

第11条 法第9条の6第3項の規定に基づく教習用備付け銃に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等に打刻を命ずるものとする。

(教習用備付け銃に関する措置命令)

第12条 法第9条の7第3項の規定に基づく教習用備付け銃に関する措置命令は、当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第9条の8第1項第4号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行い、

その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

（教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止）

第13条 法第9条の8第1項の規定に基づく教習射撃場の指定の解除及び教習修了証明書の交付禁止は、同項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定するものとする。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。

（教習射撃場の指定の解除）

第14条 法第9条の8第2項の規定に基づく教習射撃場の指定の解除は、教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。

（練習射撃指導員の解任の命令）

第15条 法第9条の9第2項の規定に基づく練習射撃指導員の解任の命令は、練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障を来すと認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずるものとする。

（練習資格の認定の取消し）

第16条 法第9条の10第3項の規定に基づく練習資格の認定の取消しは、法定の取消事

由のうち、次の各号に掲げる基準に該当する場合に練習資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消すものとする。

(練習用備付け銃に係る打刻命令)

第17条 法第9条の11第2項の規定に基づく練習用備付け銃に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は打刻を命ずるものとする。

(練習用備付け銃に関する措置命令)

第18条 法第9条の11第2項の規定に基づく練習用備付け銃に関する措置命令は、当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第9条の12第1項第5号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合(保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。)については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

(練習射撃場の指定の解除)

第19条 法第9条の12第1項の規定に基づく練習射撃場の指定の解除は、同項各号の事

由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断するものとする。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。

(クロスボウ射撃資格の認定の取消し)

第20条 法第9条の16第2項の規定に基づくクロスボウ射撃資格の認定の取消しは、法定の取消事由のうち、次の各号に掲げる基準に該当する場合にクロスボウ射撃資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、クロスボウ射撃資格の認定を取り消すものとする。

(保管に係る銃砲に関する措置命令)

第21条 法第10条の6第6項の規定に基づく保管に係る銃砲に関する措置命令は、当該銃砲の保管が法第10条の4第2項又は第3項に違反している場合は、法第11条第1項第1号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行い、そ

の他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

（猟銃等保管業者に対する措置命令）

第22条 法第10条の8第2項の規定に基づく猟銃等保管業者に対する措置命令は、当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

（猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令）

第23条 法第10条の8第3項の規定に基づく猟銃等保管業者に対する業務の廃止命令及び停止命令は、当該猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定するものとする。

（クロスボウ保管業者に対する措置命令）

第24条 法第10条の8の2第2項の規定に基づくクロスボウ保管業者に対する措置命令は、当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

（クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令）

第25条 法第10条の8の2第3項の規定に基づくクロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令は、クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第



9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定するものとする。

(所持許可を受けた者に対する指示)

第26条 法第10条の9第1項の規定に基づく所持許可を受けた者に対する指示は、同項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、その違反行為が比較的軽微であること、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められないこと、違反行為の再発防止が期待できること等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(年少射撃資格者に対する指示)

第27条 法第10条の9第2項の規定に基づく年少射撃資格者に対する指示は、法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、その違反行為が比較的軽微であること、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められないこと、違反行為の再発防止が期待できること等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し)

第28条 法第11条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しは、同項第1号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとし、法定の人的欠格事由のうち、法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいい、法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいうものとする。

2 法第11条第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しは、法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じ

た場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。

3 法第11条第3項の規定に基づく銃砲等の所持許可の取消しは、当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

(拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し)

第29条 法第11条第4項の規定に基づく拳銃等又は猟銃の所持許可の取消しは、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

(猟銃、空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること)

第30条 法第11条第5項の規定に基づく猟銃、空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更することは、当該銃砲等を許可に係る用途(当該許可に係る用途が2以上である場合にあっては、その全部又は一部)に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。

(1) 当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が2以上である場合にあっては、その全部)に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。

(2) 当該許可に係る用途が2以上である場合であって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。

(猟銃等射撃指導員の許可の取消し)

第31条 法第11条第6項の規定に基づく猟銃等射撃指導員の許可の取消しについては、年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

(クロスボウ射撃指導員の許可の取消し)

第32条 法第11条第7項の規定に基づくクロスボウ射撃指導員の許可の取消しは、クロ

スボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の3の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

(取消し前の銃砲等又は刀剣類提出命令)

第33条 法第11条第8項の規定に基づく取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令は、当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置するものとする。

(年少射撃資格の認定の取消し)

第34条 法第11条の3第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の取消しは、法定の取消事由のうち、次の各号に掲げる基準に該当する場合に年少射撃資格の認定を取り消すものとする。

(1) 法第5条第1項17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(2) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

2 法第11条の3第2項の規定に基づく年少射撃資格の認定の取消しは、年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。

(調査のための受診命令)

第35条 法第12条の3の規定に基づく調査のための受診命令は、法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号、第4号、第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずるものとする。

(調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第36条 法第13条の3第1項の規定に基づく調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令は、当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとし、法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第37条 法第27条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の提出命令は、当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。

(処分の執行)

第38条 この規定に基づく処分の執行は、被処分者に対し、処分決定の日から10日以内に行政処分決定書(別記様式第1号)を所轄警察署長を経由して交付し、受領書(別記様式第2号)を徴収するものとする。

(行政処分決定書の公示到達)

第39条 許可の取消しを行う場合で、被処分者が所在不明等のため、前条の行政処分決定書を交付できないときは、公安委員会告示(別記様式第3号)による公示を行い、行政処分決定書の交付に代えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月16日から施行する。

附 則(平成21年11月20日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成28年2月12日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成28年2月12日から施行する。

附 則(令和3年3月11日公安委員会規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年3月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月4日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和7年2月10日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。



別記様式第1号（第32条関係）

（表）

		石川県公安委員会指令生企第	号
		年 月	日
殿			
石川県公安委員会			
行政処分決定書			
銃砲刀剣類所持等取締法第		条第	項の規定に基づく行政処分を次のとおり通知する。
記			
1	許可の種別		
2	処分の年月日		
3	処分の内容		
4	処分の理由		
5	取消訴訟に関する教示 教示内容は裏面のとおりに。		

(裏)

### 取消訴訟に関する教示

この処分について不服がある場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



別記様式第2号（第32条関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

行政処分決定書 石川県公安委員会指令生企第 号

弁明通知書 石公第 号

上記のとおり受領しました。

別記様式第3号（第33条関係）

石川県公安委員会告示第 号

次の者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法第12条に基づく聴聞を経て内容を審査した結果、 年 月 日付をもって 許可を取り消した。

よって、被処分者が所在不明のため、この告示をもって通知に代える。

年 月 日

石川県公安委員会

記

- 1 被処分者の住所、氏名
- 2 処分の理由